

令和4年度八潮市国民健康保険税の留意点

1. 国民健康保険税の算出方法の改定

国民健康保険(以下「国保」)については、平成30年度の制度改革に伴い、運営主体が自治体から県となっています。これにより自治体は県に対し、国保の運営に係る「事業費納付金」を納めることになり、この「事業費納付金」を納めるため必要な保険税を徴収しなければなりません。

近年、「1人あたり医療費」及び「事業費納付金」は増加傾向にあり、現行の税率等では「事業費納付金」に充てる財源が不足する状況です。このことを踏まえ、令和4年度から国保税の税率等を下記のとおり改正します。

納税義務者及び被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

所得割率の改定

- 医療給付費分及び介護納付金分の所得割率を引き上げます。

令和3年度		➔	令和4年度	
医療給付費分	7.3%		医療給付費分	7.8%
後期高齢者支援金等分	2.2%		後期高齢者支援金等分	2.2%
介護納付金分	2.0%		介護納付金分	2.6%
合計	11.5%		合計	12.6%

均等割額の改定

- 介護納付金分の均等割額を引き上げます。

令和3年度		➔	令和4年度	
医療給付費分	28,000円		医療給付費分	28,000円
後期高齢者支援金等分	13,000円		後期高齢者支援金等分	13,000円
介護納付金分	10,000円		介護納付金分	13,000円
合計	51,000円		合計	54,000円



2. 未就学児に係る均等割の軽減

関係法令の改正に伴い、令和4年度から小学校入学前の被保険者(以下「未就学児」)について、就学する前年度分までの国保税の均等割額の5割を軽減します。低所得世帯に係る均等割の軽減を受けている場合は、軽減後の金額から5割軽減されます。

低所得世帯に係る均等割額の軽減区分	医療給付費分		後期高齢支援金等分	
	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後
軽減適用なし	28,000円	14,000円	13,000円	6,500円
2割軽減適用	22,400円	11,200円	10,400円	5,200円
5割軽減適用	14,000円	7,000円	6,500円	3,250円
7割軽減適用	8,400円	4,200円	3,900円	1,950円

※実際の課税額は100円未満切捨てとなります。